

議案第10号

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月17日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

令和5年度から実施する職員の定年引上げ等を踏まえ、55歳以下で職務の級が7級以上である者の昇給制度を見直すため、条例の一部を改正するものである。

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年富津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「当分の間」を「平成18年4月1日から令和5年3月31日までの間」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。